## 質疑回答票 (R7.10.2回答分)

## 入札件名: 住民基本台帳システムネットワーク関連機器一式リース

質疑	回答
① 再委託について	① 権利義務の一切を第三者に譲渡することはでき
本契約により生じる権利義務の一切を第三者に譲渡することは可能でしょうか。禁止されている場合、書	ません。再委託をする場合は、当市と協議の上、書面 による事前承諾が必要となります。
することは可能でしょうが。 宗正されている場合、	による事間外的が少女となりより。
うか。	
② 納入期限について 本件につきましては、予め貴町において機器納入業者 を選定されておりますので、落札業者(リース会社) の責に起因せず、賃貸借物件の納品・設置調整がお客 様ご指定の納入期限までに間に合わなかった場合、落 札業者(リース会社)はその責任を問われないとの認 識でよろしいでしょうか。	② お見込のとおりです。
③ 動産総合保険について ハードウェアに付保する保険は、経過期間に応じて保 険額が低減する一般的な動産総合保険でよろしいで しょうか。	③ お見込のとおりです。
④ 経過満了後の機器取扱いについて① 納入業者様の御見積には、現行機器の解体作業は含まれておりますが、本業務機器の5年後満了時の解体作業が含まれておりません。仕様書3記載の物件価格¥20,252,960には本業務機器の解体費用は含まれておらず、別途費用の御見積をいただく必要がございますでしょうか。もしくは、解体費用は次回受注者の負担となりますでしょうか。	④ 解体費用は次回受注者の負担となります。
⑤ 期間満了後の機器取扱いについて② 契約書第19条にて、ハードディスクのデータ消去方法が物理的破壊に限定されておりますが、ソフト上書きによる消去(NIST方式を想定)をお認めいただけませんでしょうか。	⑤ データ消去方法について、ソフト上書きによる消去は認めておりません。